

消防地第 615 号
令和 7 年 8 月 8 日

各都道府県消防団担当部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

消防団員の報酬等の直接支給の徹底等について

消防団員の年額報酬、出動報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）については、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条を踏まえ、消防団員の処遇の改善を進めるため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号）において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を策定し、団員個人への直接支給等をお願いしてきたところです。

また、報酬等の団員個人への直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和 4 年 8 月 9 日付け消防地第 471 号）や「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和 7 年 1 月 31 日付け消防地第 66 号）等により、各市区町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）において、この基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正するよう求めてきたところです。

各市区町村においては、これらの通知に基づきこれまで消防団員の処遇改善に取り組んでいただいておりますが、今般、改めて対応いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、域内の市区町村に対し、本通知を周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 報酬等の直接支給の徹底等について

消防団員の報酬等の直接支給については、令和 6 年 4 月 1 日現在、約 9 割の市

区町村で対応していただいているところであるが、いまだ対応していない市区町村においては、その報酬等が消防団員の勤務に対する反対給付等であることや、支給事務の透明性や団員間の公平性の確保の観点から、早急に対応すること。

消防団運営に必要な公務上の経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、各市区町村において適切な予算措置を講ずること。

2 不適切な取扱いの早急な是正等について

消防団運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦団員個人に直接支給された報酬の全部又は一部を消防団や分団に支払うよう求めるようなことは、基準の趣旨を逸脱するものであることから、上記1の予算措置と併せて、早急に是正すること。

また、消防団の幹部が、団員の預金通帳・キャッシュカード・届出印等を預かり、預金を引き出す行為は、基準の趣旨を逸脱するものであり、早急に是正すること。

さらに、消防団における懇親会の会費等を目的とした集金については、消防団の運営は団員の総意に基づいて行われるべきものであり、まずは団員全体で議論すること。

3 消防団への周知徹底等について

各市区町村においては、上記2の取扱いについて、その趣旨を含め、消防団に対して周知徹底すること。

また、上記2のような行為が管内の消防団において行われていないか隨時確認いただくとともに、消防団員からの報告等により、市区町村が万が一こうした行為を把握した場合には、その事実関係を早急に確認し、それが事実であった場合は直ちに是正する措置を講ずること。

4 消防庁への報告について

各市区町村においては、上記2のような行為を把握した場合には、消防庁に対し、その内容等を電子メール（下記問い合わせ先参照）により速やかに報告すること。なお、報告に当たっては、都道府県にも情報提供すること。

【お問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
有村課長補佐、山下係長、青山、高橋事務官
TEL：03-5253-7561
Email：syobodan@ml.soumu.go.jp

委任状

令和8年度の桜井市より消防団員に支給される報酬及び諸手当の受領を下記の者に委任します。

年 月 日

分団 部

代表受領者 印

委任者氏名

(委任者本人が署名すること)

委任者合計 (_____名)

令和8年4月1日現在 所属団員数 (名)

※口座名義など変更があった場合は、以下の点がわかる通帳のコピーを提出してください。

- ①銀行名 ②支店名 ③種目（普通／当座） ④口座名義人（カナ） ⑤口座番号